

## 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科における連携・協力に関する協定書

国立大学法人奈良女子大学（以下「大学」という。）と宮内庁正倉院事務所（以下「正倉院」という。）は、連携・協力して奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科（以下「研究科」という。）の教育研究を行うにあたり、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力講座）

- 1 大学と正倉院が連携・協力する講座は、研究科博士後期課程人文科学専攻比較文化学講座とする。

（客員教授等）

- 2 大学は、正倉院との協議に基づき、正倉院の研究員を非常勤の教員に任用する。
- 3 大学は、前項の教員に対し、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）の称号を付与する。

（教育研究）

- 4 客員教授等は、大学の規程に基づき教育研究を行う。
- 5 正倉院における学生の身分及び遵守事項等は、正倉院の定めるところによる。

（研究成果の公表）

- 6 学生の研究成果の公表は、大学と正倉院の協議に基づいて行う。

（関係機関への要望）

- 7 教育研究を円滑に行うため、関係機関へ要望する必要があるときは、大学と正倉院は協力してこれにあたる。

（覚書）

- 8 この協定書によるもののほか教育研究を円滑に行うために必要な事項は、大学と正倉院との間で別途「覚書」を交すものとする。

（その他）

- 9 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、若しくは改正の必要がある場合、この協定書に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、大学と正倉院の協議により行うものとする。
- 10 この協定書は、令和2年4月1日から実施する。

この協定書は、2通作成し、大学と正倉院が各1通を所持するものとする。

令和2年4月1日

国立大学法人  
奈良女子大学長

今 岡 春 樹



宮内庁  
正倉院事務所長

西 川 明 彦



奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科における  
連携・協力に関する協定書に基づく覚書

国立大学法人奈良女子大学（以下「大学」という。）と宮内庁正倉院事務所（以下「正倉院」という。）との間において、令和2年4月1日付けで締結した奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科（以下「研究科」という。）における連携・協力に関する協定書第8に基づき、次のとおり覚書を取り交わす。

（客員教授等）

- 1 客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）の任用期間は1年とし、年度ごとに更新するものとする。
- 2 客員教授等は、専攻会議等に出席することができる。

（教育研究）

- 3 教育を行う場所は、原則として大学とする。

（経費）

- 4 客員教授等が正倉院において学生の研究指導を行う場合に必要な物品は、研究科の予算の範囲内で調達し、正倉院に持ち込むことができるものとする。

（災害傷害保険等）

- 5 研究科は、学生に対して学生教育研究災害傷害保険に加入するよう指導を行う。
- 6 正倉院において学生が関与する事故が生じた場合は、大学と正倉院が共同して事故発生の状況等について調査し、大学と正倉院の協議に基づき処理するものとする。
- 7 教育研究を行う上で、学生の故意又は重大な過失により文化財、設備等を亡失、破壊又は損傷し、正倉院又は第三者に損害を与えた場合は学生の責任とするが、大学と正倉院は誠意をもってその問題の解決にあたるものとする。

（その他）

- 8 この覚書は、必要に応じ大学と正倉院の協議により変更することができるものとする。

この覚書は、2通作成し、大学と正倉院が各1通を所持するものとする。

令和2年4月1日

国立大学法人  
奈良女子大学長

今 岡 春 樹



宮内庁  
正倉院事務所長

西 川 明 彦

